



生まれた時から茶髪ちやばつなのに、黒染めくろぞめするの嫌  
だなぁ。校則だから仕方がないのかな。

ちょっと待って！

それ、「**ブラック校則**」かもしれません。

あなたの学校には、こんな校則ありませんか？

- ✓もともと髪の毛の色が茶色い人に対する黒染めきょうせいの強制
- ✓ツープロックやポニーテールといった特定の髪型かみがたの禁止
- ✓下着きょうせいの色の強制
- ✓登下校や学校行事、部活動の時間の水飲みの禁止



憲法けんぽう上、大人も子どもも、生まれながらに「**基本的人権**」を持っています。その中には、**自分の身体や行動をどうするかについての考え方や価値観を制限されない権利**（「自己決定権じこけつていけん」（憲法けんぽう13条後段））などが含まれます。

学校は、教育の目的のために必要な範囲はんいで、校則を制定することができると考えられていますが、その範囲を超えて、児童・生徒の権利せいやくを制約することは問題となります。しかし、自分の判断はんだんでおかしいと思えば従わなくてよいということにはなりませんし、校則

が憲法に違反しているのではないかが争われたこれまでの裁判においても、教育の目的のために必要な範囲であると認められ、憲法に違反しないと判断されたケースがほとんどであるのが現実です。ただ、今、各学校において、自主的に、子どもの権利をおさえこむような校則になっていないか、見直そうという動きが、いろいろなかたちで広まっています。

#### ◆ 校則見直しの取組み

校則の見直しについては、以下のように、大人が主導するだけでなく、できるだけ児童・生徒の意見を反映していこうという例があります。

- ✓ 教育委員会のなかには学校に対して、校則を見直すように促したり、校則の見直しについての実態調査を実施しているところがあります。
- ✓ 生徒たち自身により、見直してほしい校則やルールについて積極的に議論を行っているところがあります。
- ✓ 生徒の要望を踏まえて、学校側も校則の見直しについて積極的に行動しているところもあります。



ブラック校則とまではいえなくても「校則は学校が決めるもの」という考え方にしぼられず、今ある校則が適切か、どのように変えればよいか、自分たちで考えて学校に要望を出していくことが、より良い学校生活を送るための「第一歩」となるかもしれません。

政府が定めた「**こども大綱**」でも、校則の見直しをする場合には、こどもや保護者の意見を聞くべきとされています。

[こども大綱の推進 | こども家庭庁 \(cfa.go.jp\)](https://www.cfa.go.jp/)

新学期が始まる今、より過ごしやすい学校生活を送るために、あなたの学校の校則について、考えてみませんか？

担当：小林 花梨、田代 潤奈